

適正なガス取引についての指針（改定案）に対する意見公募要領

令和8年3月2日

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 取引監視課
資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室
公正取引委員会 事務総局 経済取引局 調整課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

令和6年12月、電力・ガス取引監視等委員会において、後追いスイッチングを行っていたガス小売事業者に対し業務改善勧告を実施しました。これを受け、ガスの開栓に係る取引環境の整備について検討し、令和7年5月に「適正なガス取引についての指針」の改定を経済産業大臣に建議し、今般、本指針の具体的な改正内容が決まり、改定案を作成しました。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。

2. 意見公募の対象

適正なガス取引についての指針（改定案）

3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(2) 窓口での配布

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 取引監視課
(東京都千代田区霞が関 経済産業省本館6階)

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和8年3月2日（月）～令和8年3月31日（火）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 取引監視課
パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bzl-torihikikanshi-ct@meti.go.jp

(電子メールの件名を「適正なガス取引についての指針(改定案)に対する意見」として下さい。)

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名(法人又は団体の場合は名称)、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

